

令和6(2024)年度病床機能報告 集計結果の概要 (速報版)

- ・病床機能報告は、一般病床及び療養病床を有する医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握するとともに、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的に、医療法第30条の13の規定に基づき実施されている制度です。
- ・各医療機関は、その有する病床が主に担っている医療機能を自主的に選択し、病棟単位でその医療機能について毎年1回、都道府県に報告することを求められています。

【栃木県における病床機能報告の活用】

- 目指すべき医療提供体制の実現に向け、地域医療構想調整会議において各圏域の報告状況を共有し、次の取組の推進を図っています。
- 病床機能の「見える化」による、地域で不足している病床機能への転換
 - 各医療機関の役割分担及び連携の充実・強化

1. 調査時期 : 令和6(2024)年10月～11月
2. 報告状況 : 右表のとおり

区分	医療機能・構造設備/人員配置 (報告様式1)	具体的な医療の内容 (報告様式2)
病院+診療所	98.2% (168/171)	98.8% (169/171)
病院	97.7% (85/87)	98.9% (86/87)
診療所	98.8% (83/84)	98.8% (83/84)

3. 結果概要

医療圏	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
県北医療圏	395	1,466	264	674	14	37	2,850	435	1,321	369	674	14	37		2,850
県西医療圏	51	841	28	319		33	1,272	51	817	28	319	14	43		1,272
宇都宮医療圏	502	2,148	688	1,238	101	4	4,681	519	2,178	688	1,238	39	19		4,681
県東医療圏	47	522	40	154	44		807	47	532	40	158	30			807
県南医療圏	1,960	1,544	594	625	145	15	4,883	1,960	1,544	594	625	145	15		4,883
両毛医療圏	41	1,373	236	533	103	26	2,312	41	1,364	236	579	43	49		2,312
計	2,996	7,894	1,850	3,543	407	115	16,805	3,053	7,756	1,955	3,593	285	163		16,805
	16,283				522			16,642				163			

※参考

令和7(2025)年 必要病床数	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
	1,728	5,385	5,179	3,166	15,458
県北医療圏	232	830	922	501	2,485
県西医療圏	105	459	358	272	1,194
宇都宮医療圏	437	1,457	1,363	1,167	4,424
県東医療圏	61	271	200	154	686
県南医療圏	687	1,735	1,762	573	4,757
両毛医療圏	206	633	574	499	1,912

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
真岡病院		60		60			120		60		60				120
福田記念病院		94		48	44		186		104		52	30			186
芳賀赤十字病院	47	273	40				360	47	273	40					360
芳賀中央病院		34		40			74		34		40				74
小菅クリニック		14					14		14						14
真岡メディカルクリニック				6			6				6				6
桜井内科医院		19					19		19						19
二宮中央クリニック		9					9		9						9
普門院診療所		19					19		19						19
計	47	522	40	154	44	0	807	47	532	40	158	30	0	0	807

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	計
県東地域医療構想における 令和7(2025)年必要病床数	61	271	200	154		686
①病床機能報告における現状値 (令和6(2024)年7月1日現在)	47	522	40	154	44	807
②福田記念病院移転後の値 (令和7(2025)年8月見込み)	47	532	40	158	30	807

(参考) 他圏域の集計結果

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
なす療育園				55			55				55				55
那須赤十字病院	57	397					454	57	397						454
那須中央病院		96		73			169		40	56	73				169
室井病院		29					29		29						29
矢板南病院				128			128				128				128
国際医療福祉大学塩谷病院		150	46	44			240		109	46	44				199
那須北病院		50	50				100		50	50					100
国際医療福祉大学病院	332	76					408	372	77						449
黒磯病院		22					22		22						22
福島整形外科病院		60					60		11	49					60
菅間記念病院	6	272		60			338	6	272		60				338
栃木県医師会塩原温泉病院			149	50			199			149	50				199
黒須病院		144		46			190		144		46				190
那須南病院		100		50			150		100		50				150
菅又病院				46			46				46				46
高根沢中央病院				53			53				53				53
高野病院				50			50				50				50
原眼科医院		11					11		11						11
だいなリハビリクリニック			19				19			19					19
齊藤内科医院					14		14					14			14
井上眼科医院		3					3		3						3
藤田医院						18	18						18		18
きうち産婦人科医院		2					2		2						2
尾形クリニック		19					19		19						19
村井胃腸科外科クリニック				19			19				19				19
伊野田眼科クリニック		8					8		8						8
さくら産院		18					18		18						18
たかはし眼科		5					5		5						5
見川医院						19	19						19		19
なすのがはらクリニック		4					4		4						4
計	395	1,466	264	674	14	37	2,850	435	1,321	369	674	14	37	0	2,850

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
御殿山病院		55		144			199		55		144				199
上都賀総合病院	47	255					302	47	255						302
日光市民病院		53		43			96		53		43				96
足尾双愛病院		24		40			64				40		24		64
今市病院		129					129		129						129
日光野口病院			28	92			120			28	92				120
獨協医科大学日光医療センター	4	195					199	4	195						199
大野医院		17					17		17						17
細川内科・外科・眼科		19					19		19						19
竹村内科腎クリニック		19					19		19						19
鹿沼脳神経外科		19					19		19						19
吉沢眼科医院		11					11		11						11
小林産婦人科医院						14	14					14			14
阿久津医院		12					12		12						12
新沢外科						19	19						19		19
亀森レディースクリニック		14					14		14						14
森クリニック		19					19		19						19
計	51	841	28	319	0	33	1,272	51	817	28	319	14	43	0	1,272

宇都宮①

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
鷺谷記念病院		51		59			110		51		59				110
医療法人社団高砂会 飯田病院				120			120				120				120
上野病院				103			103				103				103
報徳会宇都宮病院		59		60			119		59		60				119
JCHOうつのみや病院		147	46		6		199		147	46		6			199
皆藤病院				79			79				79				79
宇都宮リハビリテーション病院			96				96			96					96
医療法人慶晴会 宇都宮南病院		33		24			57		33		24				57
済生会宇都宮病院	480	164					644	480	164						644
白澤病院				159			159				159				159
宇都宮第一病院		162					162		162						162
沼尾病院				60			60				60				60
NHO栃木医療センター	12	332					344	12	332						344
原眼科病院		30					30		30						30
宇都宮中央病院			50	148			198			50	148				198
栃木県立リハビリテーションセンター			120	33			153			120	33				153
NHO宇都宮病院		130	60	150	10		350		130	60	150	10			350
宇都宮東病院				40			40				40				40
佐藤病院		43					43		43						43
宇都宮記念病院	10	183					193	10	183						193
倉持病院		96					96		96						96
栃木県立がんセンター		225			66		291	17	274						291
藤井脳神経外科病院		56	57				113		56	57					113
柴病院		50		60			110		50		60				110
宇都宮内科病院				89			89				89				89
新宇都宮リハビリテーション病院			240				240			240					240
宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院		100					100		100						100

宇都宮②

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
おおくぼ眼科		5					5		5						5
早津眼科医院		9					9		9						9
宇都宮脳脊髄センター		19					19		19						19
宇都宮肛門・胃腸クリニック		16					16		16						16
ゆめクリニック		11					11		11						11
大野内科医院						4	4					4			4
高橋消化器内科糖尿病内科				19			19				19				19
かわつクリニック		4					4		4						4
のうか眼科		6					6		6						6
高橋レディスクリニック		19					19		19						19
アルテミス宇都宮クリニック		19					19		19						19
はぎわらクリニック		19					19						19		19
こいけレディスクリニック		16					16		16						16
根本外科胃腸科医院		17					17		17						17
宇都宮整形外科内科クリニック		19					19		19						19
柴崎外科医院		18					18		18						18
目黒医院				18			18				18				18
富塚メディカルクリニック		19					19		19						19
高橋あきら産婦人科医院					19		19					19			19
奥田クリニック				17			17				17				17
ちかざわLadies'クリニック		19					19		19						19
宇都宮協立診療所			19				19			19					19
村山医院		19					19		19						19
中田ウィメンズ&キッズクリニック		19					19		19						19
福島眼科医院		10					10		10						10
たかしま耳鼻咽喉科・内科		4					4		4						4
計	502	2,148	688	1,238	101	4	4,681	519	2,178	688	1,238	39	19	0	4,681

県南①

医療機関名	令和 6 (2024) 年 7 月 1 日時点							令和 7 (2025) 年 7 月 1 日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
西方病院		93					93		93						93
とちぎメディカルセンターしもつが		301					301		301						301
星風会病院星風院				60			60				60				60
中野病院				55			55				55				55
とちぎメディカルセンターとちのき		92	36	122			250		92	36	122				250
新小山市民病院	15	285					300	15	285						300
星野病院		35					35		35						35
小山厚生病院				53			53				53				53
光南病院		95		60			155		95		60				155
杉村病院			41				41			41					41
南栃木病院				158			158				158				158
小山整形外科内科		60					60		60						60
自治医科大学附属病院	974	101			24		1,099	974	101			24			1,099
小金井中央病院		85		50			135		85		50				135
医療法人社団友志会 石橋総合病院		94	42	49			185		94	42	49				185
新上三川病院		38	171				209		38	171					209
獨協医科大学病院	971	99			83		1,153	971	99			83			1,153
野木病院			52				52			52					52
リハビリテーション花の舎病院			114				114			114					114
リハビリテーション翼の舎病院			100				100			100					100

県南②

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
おおひらレディスクリニック		19					19		19						19
整形外科メディカルパス		19					19		19						19
藤沼医院		11					11		11						11
医療法人社団 関根整形外科医院		3					3		3						3
やまなかレディースクリニック		13					13		13						13
さくらのクリニック					19		19					19			19
小山クリニック					19		19					19			19
すずき整形外科		19					19		19						19
小山すぎの木クリニック			19				19			19					19
船田内科外科医院			19				19			19					19
樹レディースクリニック		15					15		15						15
木村クリニック						15	15						15		15
和田マタニティクリニック		14					14		14						14
中央クリニック		17					17		17						17
都丸整形外科医院		19					19		19						19
国分寺さくらクリニック		2					2		2						2
まきた眼科 石橋院		2					2		2						2
クララクリニック		13					13		13						13
多島外科胃腸科				18			18				18				18
計	1,960	1,544	594	625	121	15	4,859	2,146	1,544	594	625	121	15	0	5,045

医療機関名	令和6(2024)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険 施設等	計
足利第一病院		57					57		57						57
あしかがの森足利病院				199			199				195		4		199
足利中央病院		34		45			79		34		45				79
長崎病院		34		46			80		34		46				80
鈴木病院				56			56				56				56
皆川病院			48	24			72			48	24				72
足利赤十字病院	37	413	50				500	37	413	50					500
本庄記念病院		70	38				108		70	38					108
今井病院		86	50	50			186		86		100				186
佐野市民病院		88	50	60	34		232		79	50	60	10	33		232
佐野厚生総合病院	4	422			50		476	4	422	50					476
佐野医師会病院		85		34			119		85		34				119
栃木産科婦人科医院		12					12		12						12
医療法人 柏瀬眼科		6					6		6						6
鹿島整形外科		19					19		19						19
みなみ眼科		6					6		6						6
医療法人社団 浅岡医院		13					13		13						13
両毛クリニック		19					19		19						19
大岡胃腸内科					19		19					19			19
田村レディースクリニック						14	14					14			14
伏島クリニック						12	12						12		12
医療法人愛仁会 佐野利根川橋クリニック				19			19				19				19
岡医院		9					9		9						9
計	41	1,373	236	533	103	26	2,312	41	1,364	236	579	43	49	0	2,312

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業（緊急支援パッケージ）

1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業 概要

○支給対象

令和7年2月1日時点（※）でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護事業者

（※）令和6年度事業の場合、都道府県における事業化は早くとも本年2月1日以降が想定されるため。

○支給要件

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。

（ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

○支給額の算定方法

- （病院・有床診）許可病床数×4万円
- （内科診療所）1施設×18万円
- （歯科診療所）1施設×18万円
- （訪問看護ST）1施設×18万円

○留意事項

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。
- ③ 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより給付金の支給を受けた対象施設が令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかった場合。

2. 病床数適正化支援事業 概要

○支給対象

病院又は診療所

○支給要件

1. 令和6年12月17日（令和6年度補正予算成立日）から令和7年3月31日までに一般病床、療養病床または精神病床の削減の届出を行う
2. 令和7年3月末時点において、廃院をしていない（地域医療構想に基づく再編統合によるものは除く。）

○支給額の算定方法

1. 削減病床1床につき、4,104千円支給
2. 別に単独支援給付金支給事業（地域医療介護総合確保基金）の支給がある場合は差額のみ支給

○支給額の算定方法（除外要件）

1. 産科・小児科病床の削減は算定から除外
2. 同一開設者による病床の融通は算定から除外
3. 事業譲渡による削減は算定から除外
4. 病床種別の変更は算定から除外
5. 特例増床を削減した場合は算定から除外
6. 特定の疾患を有する患者のための病床を削減した場合は算定から除外

○留意事項

今後 10 年間、正当な理由なく増床した場合は返還を求める

3. 施設整備が困難となっている医療機関に対する支援 概要

○支給対象

○現行の国庫補助事業の対象機関と同一とする。

早見表	NHO、JCHO、NC、国立大学法人等の独法	公的（日赤、済生会、厚生連等）	公立（都道府県、市町村、地方独法、一部事務組合）	民間
①確保基金	○	○	○	○
②ハード交付金	○	○	×（一般財源化）	○
③施設整備費	○	○	○	○

※正確にはメニューによって若干の相違があるが、概ね上記のとおり。

○令和6年度中に施設整備に係る本体工事の契約を締結している場合
（設計と施工を一元的に行うデザインビルト契約を含む）

○対象事業

対象事業は施設整備（新築、増改築及び改修）とする。

①地域医療介護総合確保基金

事業区分Ⅰ－1

（標準事業例5）病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

②医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）の国庫補助事業

☞都道府県が作成した「医療計画に基づく事業計画」により
救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援

③医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業

☞離島を含むへき地に所在する医療施設等の施設整備を支援

○支給額のイメージ

例)救命救急センターの場合

計算式

$$\begin{aligned}
 & (\text{市場価格}^* - \text{補助単価}) \times \text{基準面積} \times \text{調整率} = \text{支給見込額} \\
 & (484,000 \text{ 円} - 295,100 \text{ 円}) \times 2,300 \text{ m}^2 \times 0.33 = 143,375,100 \text{ 円} \\
 & \quad * \text{鉄筋コンクリートの場合の市場価格}
 \end{aligned}$$

※当該交付見込額は、支給最大額であり、実建築単価や実建築面積が市場価格や基準面積と比較して小さい場合は、支給額が減額される。

4. 分娩取扱施設支援事業 概要

○支給対象

分娩を取り扱う病院・診療所・助産所

○支給要件

令和5年度における分娩取扱件数が、平成29～令和元年度の平均を下回る

○支給額の算定方法

病院または診療所 1施設×2,500千円

助産所 1施設×1,000千円

○留意事項

下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設は交付の対象外

- ・周産期母子医療センター運営事業
- ・産科医療機関確保事業
- ・本補正予算における地域連携周産期支援事業

4. 小児医療施設支援事業 概要

○支給対象

下記のいずれか

- ・ 小児中核病院：「小児医療の体制構築に係る指針」で規定する、三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能を持つ病院。
- ・ 小児救命救急センター：「救急医療対策事業実施要綱」で規定する、三次医療圏を対象に、重篤な小児救急患者を 24 時間体制で受け入れる施設。
- ・ 小児救急医療拠点病院：「救急医療対策事業実施要綱」で規定する、複数の二次医療圏を対象に休日夜間の小児救急医療体制を常時整備している施設。
- ・ 小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの
 - a 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。
 - b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
 - c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

○支給要件

令和 5 年度における 15 歳未満の小児の延べ入院患者数が、平成 29～令和元年度における 15 歳未満の小児の延べ入院患者数の平均を下回る

○支給額の算定方法

許可病床のうち、専ら 15 歳未満の小児を入院させる病床数×25 万円

ただし、令和 5 年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額（以下「収入額」）を控除した額を上限とする。

○留意事項

収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しない。

地域連携周産期支援事業 概要

5. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

○支給対象

分娩を取り扱う病院が1施設以下、かつ、分娩を取り扱う診療所が2施設以下の二次医療圏に所在する、分娩を取り扱う病院・診療所

○支給要件

1. 分娩を取り扱うこと。
2. 妊産婦の健康診査を実施すること。
3. 各都道府県の医療計画との整合性が確保されること。
4. 今後の分娩の取り扱いについて、都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。

○支給額：運営費

次の表の第1欄基準額と、第2欄対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする。（国1/2、都道府県1/2）

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり	必要な次に掲げる経費
① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円	職員基本給
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600千円	職員諸手当
③ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,800千円	諸謝金
（注）交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	社会保険料

○留意事項

下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設は交付の対象外

- ・ 周産期母子医療センター運営事業
- ・ 産科医療機関確保事業
- ・ 本補正予算における分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（産科施設）

6. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

○支給対象

分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難になることが見込まれる病院・診療所

○支給要件

1. 妊産婦の健康診査を実施すること。
2. 産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
3. 各都道府県の医療計画との整合性が確保されること。

○支給額：施設整備費

次の表の第2欄基準額と、第3欄対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域連携周産期支援事業（施設）	1施設当たり 16,800千円	産科医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門 (診察室、病室等)	2分の1

○支給額：設備整備費

次の表の第3欄基準額と、第4欄対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域連携周産期支援事業（設備）	医療機器整備費	1か所当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	2分の1

○留意事項

下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設は交付の対象外

- ・周産期母子医療センター運営事業
- ・産科医療機関確保事業
- ・本補正予算における

分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

令和6(2024)年度 栃木県地域医療構想 推進セミナー

日時

令和7(2025)年

3月21日 金 14:00-16:40



WEB・栃木県総合文化センター
第2会議室(宇都宮市本町1-8)

第1部

14:05~14:30

「新たな地域医療構想について」

講師: 堤 雅宣(厚生労働省医政局地域医療計画課地域医療構想推進室長)

14:30~15:30

基調講演

「新潟県における地域医療構想実現に向けた取組について」

講師: 塚田 芳久(新潟県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長)

質疑応答 15:30~15:40

15:40~16:05

①「地域医療構想を推進する支援策について」

説明: 早川 貴裕(栃木県保健福祉部医療政策課主幹)

②「サイバーセキュリティ対策の取組」

講師: 足利銀行 寺井 義起(足利銀行法人コンサルティング部本業支援室上席審議役)

③「事業継承・M&Aの取組」

講師: 栃木銀行 鈴木 章裕(栃木銀行法人営業部調査役)



第2部

16:10~16:30

「栃木県における特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果の分析結果について」

説明: 加藤 貴久(栃木県保健福祉部国保医療課主査)

質疑応答 16:30~16:40

申込方法(原則事前申込制)

インターネットの場合

下記URL 又は 二次元バーコードからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/8hib2Rjjh8>



FAXの場合

下記「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAXでお申込みください。

FAX送信先 028-623-3131

申込期限

3月17日(月)



参加申込書

項目	回答
医療機関名・団体名	
氏名 (複数人での参加を希望する場合は代表者の氏名)	
部署名 (複数人での参加を希望する場合は代表者の部署名)	
役職名 (複数人での参加を希望する場合は代表者の役職名)	
参加者数	人
参加方法(WEB・会場)の希望	WEB ・ 会場
メールアドレス ※WEB参加の方には、後日、ZoomのミーティングID等をこのメールアドレス宛てにお送りします。	
会場へのアクセス方法 ※会場参加の方は回答してください。	公共交通機関 ・ 自動車 ・ その他()
セミナーの内容について事前に質問があれば記入してください。 ※セミナーの中で質問に触れる可能性があります。	

お問合せ

栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当
028-623-3145 tic@pref.tochigi.lg.jp

令和6(2024)年度県東地域医療構想調整会議委員名簿

N0.	選出区分	団体・役職等	氏 名	備 考
1	保健医療関係団体	芳賀郡市医師会在宅医療担当理事	趙 達来	
2		芳賀歯科医師会長	木代 宏	
3		芳賀郡市薬剤師会長	山口 友也	
4		栃木県看護協会県東地区支部長	三橋 明美	
5	地域病院等(公的)	芳賀赤十字病院長	本多 正徳	
6	地域病院等(民間)	真岡病院長	横田 徳継	
7	地域病院等(有床診)	二宮中央クリニック	鈴木 一実	令和5年度～
8	地区老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム椿寿園施設長	近藤 多起夫	R6.11～
9	地区老人保健施設協議会	医療法人櫻美会理事長 (ナーシングホーム青葉)	櫻井 豊	
10	社会福祉関係団体	真岡市社会福祉協議会長	磯野 里子	
11	介護従事者確保関係団体	芳賀郡市管内介護支援専門員連絡会長	高橋 圭子	令和6年度～
12	住民・患者代表者	真岡市女性団体連絡協議会長	猪野 正子	令和6年度～
13	医療保険者	全国健康保険協会栃木支部長	宮崎 務	
14	学識経験者	自治医科大学教授	阿江 竜介	令和5年度～
15	市 町	真岡市健康増進課長	久保 明紀	令和5年度～
16		益子町福祉子育て課長	三尾谷 治	令和6年度～
17		茂木町保健福祉課長	櫻井 光一	令和5年度～
18		市貝町町民くらし課長	國井 美由紀	令和5年度～
19		芳賀町健康福祉課長	仲尾 周	令和6年度～
20	健康福祉センター	栃木県保健福祉部参事兼 県東健康福祉センター所長	大原 智子	

令和6(2024)年度県東地域病院及び有床診療所会議名簿

令和6年4月1日

No.	保険医療機関区分	所属・職名	氏 名	備 考
1	公的病院	芳賀赤十字病院長	本多 正徳	
2	民間病院	福田記念病院長	福田 晴美	
3		真岡病院長	横田 徳継	
4		菊池病院長	菊池 正之	
5		芳賀中央病院長	中野 智文	
6	有床診療所	小菅クリニック院長	小菅 周一	
7		桜井内科医院長	櫻井 豊	
8		二宮中央クリニック理事長	鈴木 一実	
9		真岡メディカルクリニック院長	伊藤 千春	
10		普門院診療所院長	田中 麻香	
11	地域医療構想調整会議議長	真岡西部クリニック院長	趙 達来	

県東地域医療構想調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、県東地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「県東地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 調整会議は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から県東健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議 長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

3 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会 議)

第6条 調整会議の会議は、県東健康福祉センター所長が招集する。

(部 会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、県東健康福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県東健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月17日から実施する。

この要綱は、平成30年7月10日から実施する。

この要綱は、令和5年6月28日から実施する。

県東地域病院及び有床診療所会議設置要綱

(設 置)

第1条 県東地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、県東地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「県東地域病院及び有床診療所会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院及び有床診療所の代表
- (2) その他関係機関・団体の代表

(議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

2 議長は、県東地域医療構想調整会議の議長が務める。

(会 議)

第5条 病診会議の会議は、県東健康福祉センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 病診会議の事務局は、県東健康福祉センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、県東健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から実施する。